

三芳町

第2期障がい福祉計画

(平成21年度～平成23年度)

平成21年3月

三芳町

ごあいさつ



障害者自立支援法の施行を受け、町では平成18年度に「三芳町 第1期障がい福祉計画」を策定し障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画を定めました。この計画が期間満了を迎えるにあたり、これまでのサービス利用実績と昨今の障がい者福祉を取り巻く現状をふまえ第1期障がい福祉計画を見直した「三芳町 第2期障がい福祉計画」を策定いたしました。この計画は平成21年度から平成23年度を期間とするものです。

近年、障がい者を取り巻く状況はめまぐるしく変化し大変厳しいものがあります。また、障がい者を抱える家族にも経済的、精神的負担が掛かっています。本町といたしましては、こうした課題に対応すべく設置された「三芳町地域自立支援協議会」での協議を尊重し新しい発想・新しい感性のもとに、町ならではのきめ細かなサービス提供を実施し、皆様方の要望に的確な対応を図りながら計画の推進に全力を傾注してまいります。

最後に、この計画の策定にあたりご尽力いただきました三芳町福祉計画策定審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に、心からお礼申し上げます。

平成21年3月

三芳町長 鈴木英美

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画策定の趣旨	6
2 計画の性格と期間	6
(1) 計画の性格	6
(2) 計画の対象者の範囲	6
(3) 計画の期間	8
3 計画の基本理念と視点	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本的な視点	9
第2章 障がい者（児）の現状	11
1 障がい者数の推移	13
2 身体障がい者	14
3 知的障がい者	16
4 精神障がい者	17
5 就学などの状況	18
(1) 盲・ろう・養護学校	18
(2) 盲・ろう・養護学校卒業者の進路	18
6 障がい福祉サービスの利用状況	19
7 旧体系サービスの利用状況	22
(1) 日中系サービス	22
(2) 居住系サービス	23
8 地域資源の状況	23
第3章 事業計画	25
1 障がい福祉サービスの全体像	27
2 見込量の設定について	30
(1) 障がい者数の見込	30
(2) 指定障害福祉サービス	31
(3) 地域生活支援事業	32
3 23年度における目標値	34
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	34

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	35
(3) 福祉施設から一般就労への移行	36
4 指定障害福祉サービスの見込	38
(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	38
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	39
(3) 住まいの確保（居住系サービス）	42
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	44
5 地域生活支援事業	45
(1) 相談支援	45
(2) 日常的な活動への支援	46
(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	48
(4) その他の事業（任意事業）	49
6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	50
(1) 専門的な人材の育成と確保	50
(2) 確実な情報提供	50
(3) 施設整備の方針	50
(4) サービスが利用しやすい環境づくり	50
第4章 計画の推進	51
1 計画の推進のために	53
(1) 障がい者のニーズ把握・反映	53
(2) 地域社会の理解促進	53
2 推進体制の整備	53
(1) 庁内の推進体制の整備	53
(2) 地域ネットワークの強化	53
(3) 計画の点検・管理体制	54
資料編	55
1 三芳町福祉計画策定審議会設置条例	57
2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿	59
3 策定経過	60
4 障害者自立支援法（抄）	61

第1章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

我が国では、障がいのある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障がい者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5（1993）年に改正された「障害者基本法」においては、障がい者の自立と社会参加をさらに推進するため、国の施策に関する計画（「障害者基本計画」）の策定が義務づけられ、これを受けて障害者対策に関する新長期計画及びその重点施策実施計画が実施されてきました。

また、平成15（2003）年4月に身体障がい者、知的障がい者及び障がい児に対する支援費制度が導入されたことにより、障がい者の福祉サービスのあり方は従来の行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きな転換が行われました。

この結果、サービス利用者数が増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域格差が生じていること、精神障がい者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障がいのある人が地域で普通に暮らせるための基盤の整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消すべく、平成17（2005）年10月、「障害者自立支援法」が制定され、平成18（2006）年4月から施行されています。

「障害者自立支援法」では、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村が障がい福祉計画を作成するよう義務づけられています。

■ 「障害者自立支援法」 ■

支援費制度の理念である「自己選択と自己決定権」、「利用者本位」を継承しつつ、障がい福祉サービスの一元化（施策・事業体系の再編）、利用者負担の見直し、就労移行支援事業や地域生活支援事業の創設など、障がい福祉サービスに係る新たな体系を構築することにより、障がい者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにすることを目的としています。

自立と共生の社会を実現 障がい者が地域で暮らせる社会に

【「障害者自立支援法」のポイント】

- 1 障がい者施策を3障害一元化
- 2 利用者本位のサービス体系に再編
- 3 就労支援の抜本的強化（障がい者がもっと「働ける社会」に）
- 4 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 5 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 6 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化
 - (1) 利用したサービスの量等に応じた公平な負担
 - (2) 国の財政責任の明確化

「障害者自立支援法」のポイント

障がい者施策を3障がい一元化

現状

- ・ 3障がい（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障がい者は支援費制度の対象外）
- ・ 実施主体は都道府県、市町村に二分化



- 3障がいの制度格差を解消し、精神障がい者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・ 利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・ 入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離



- 体系を再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障がい者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・ 養護学校卒業生の55%は福祉施設に入所
- ・ 就労を理由とする施設退所者はわずか1%



- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・ 全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・ 支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

- ・ 新規利用者は急増する見込み
- ・ 不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

(2) 計画策定の趣旨

障害者自立支援法の施行を受け、町では平成18年度に「三芳町 第1期障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画を定めました。この計画が期間満了を迎えるにあたり、平成21年度から23年度を期間とする「三芳町 第2期障がい福祉計画」を策定します。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、「障害者自立支援法」第88条において策定を定められている「市町村障害福祉計画」であり、国の基本方針に即し、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

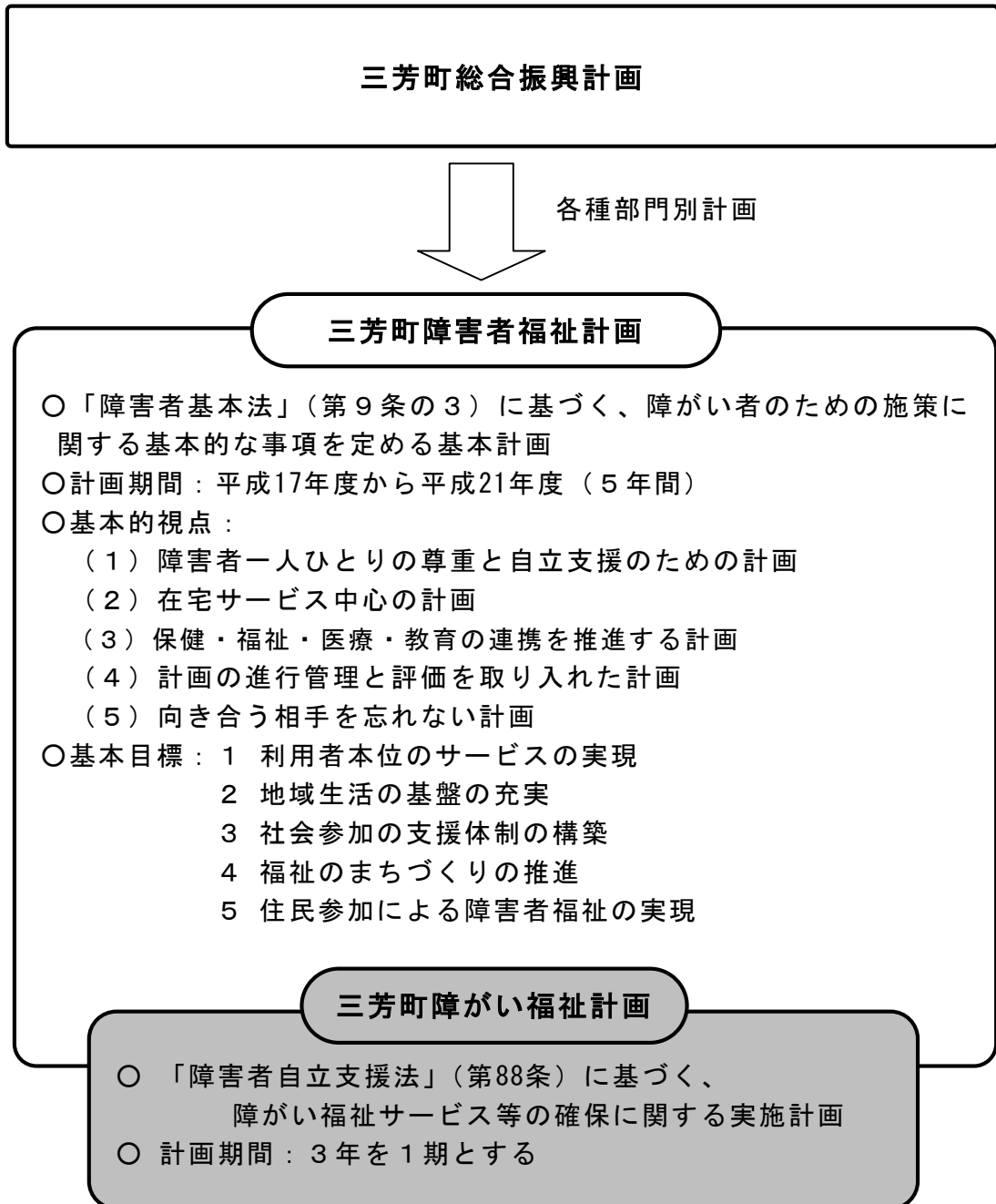
この計画は、町の障がい福祉サービスに係わる計画として、地域性を踏まえるとともに、「総合振興計画」、「三芳町障害者福祉計画」、「高齢者福祉計画」などの、町の障がい者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

この計画は、公募町民、各種関係団体、サービス提供者などの代表で構成する「三芳町福祉計画策定審議会」による審議を経て策定されています。

(2) 計画の対象者の範囲

この計画における「障がい者」とは、「障害者自立支援法」における障がい福祉サービスの対象となる「身体障害者福祉法」に規定する身体障がい者、「知的障害者福祉法」にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障がい者（知的障がい者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。また、「障がい児」とは、「児童福祉法」に規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満である者をいいます。

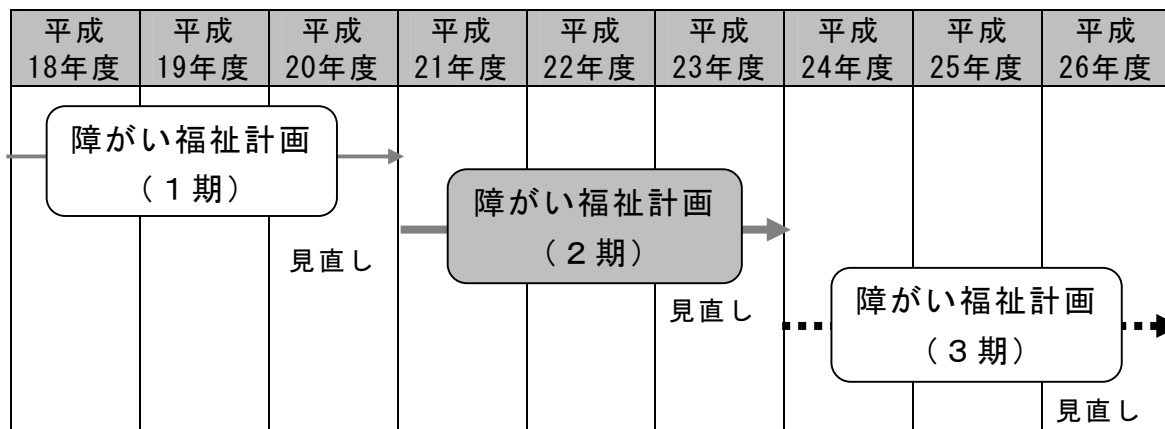
■ 「障がい福祉計画」の位置づけ ■



(3) 計画の期間

この計画は、平成21年度から23年度までの3年間で1期とします。また、平成23年度にこの計画の見直しを行います。

■ 計画の期間 ■



3 計画の基本理念と視点

(1) 基本理念

「障害者自立支援法」の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方を踏まえつつ、「三芳町障害者福祉計画」において掲げてきた『ノーマライゼーション』という大きな理念に基づき、障がい福祉サービスを推進します。

■ 【参考】国の基本指針における基本的理念 ■

基本的理念

- 障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- 市町村を基本とする仕組みへの統一と3障がいの制度の一元化
- 「地域生活移行」や「就労支援」等の課題に対応した
サービス基盤の整備

(2) 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障がいのある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障がいの状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中系サービスの充実に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

障がいのある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きいきと生活できる社会が求められています。「障害者自立支援法」における地域生活支援事業を実施し、地域における相談支援や移動・コミュニケーション支援等の充実を図るとともに、各種の障がい福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実を図ります。

■ 【参考】国の基本指針における基本的な考え方 ■

障がい福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

■障がい福祉サービス■

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

■相談支援■

- 1 中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備
- 2 相談支援事業を効果的に実施するためのネットワークの構築
(障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療等関連分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」の設置など)

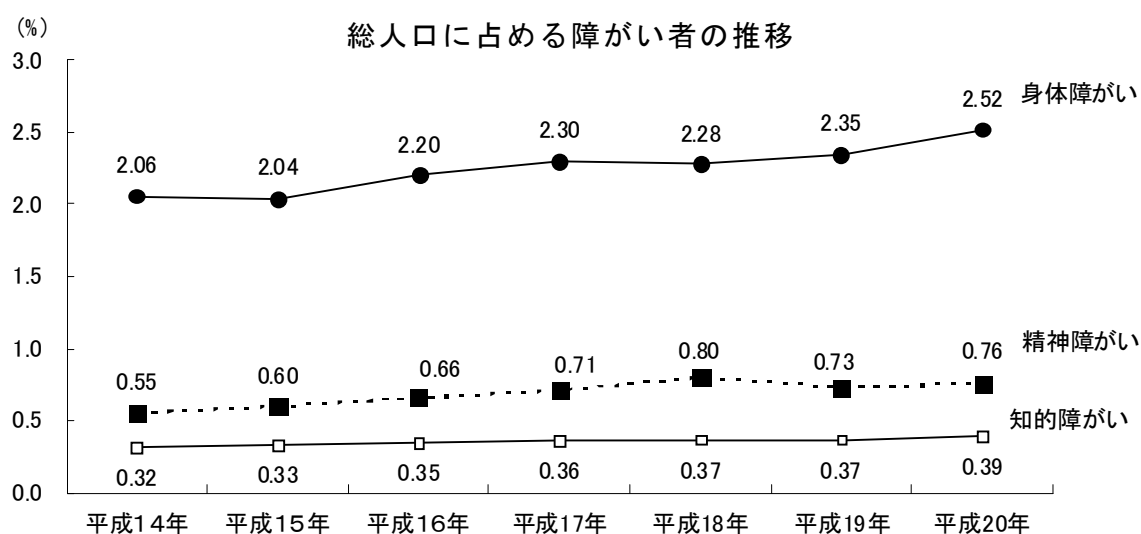
第2章 障がい者（児）の現状

1 障がい者数の推移

町の障がい者数（平成20年3月末日現在）は全体で1,362人、その内訳は身体障がい者が936人、知的障がい者が144人、精神障がい者が282人となっています。

総人口（平成20年10月末現在37,090人 住民基本台帳）に占める割合をみると、身体障がい者は2.52%、知的障がい者は約0.39%、精神障がい者は0.76%となっています。

各障がいとも年々増加傾向にあり、平成14年と比較すると身体障がい者、知的障がい者は30%増、精神障がい者は48%増となっています。



町の障がい者数

(単位：人)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
身体障がい者	721	725	790	831	830	866	936
内18歳未満	19	18	18	22	22	21	21
総人口比 (%)	2.06	2.04	2.20	2.30	2.28	2.35	2.52
知的障がい者	111	117	125	133	134	135	144
内18歳未満	38	39	39	42	39	38	43
総人口比 (%)	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37	0.37	0.39
精神障がい者	191	212	236	258	291	271	282
総人口比 (%)	0.55	0.60	0.66	0.71	0.80	0.73	0.76

※各年3月末日現在

※身体障がい者、知的障がい者は各手帳所持者

※精神障がい者数は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第32条（通院医療費公費負担制度）の利用者数。

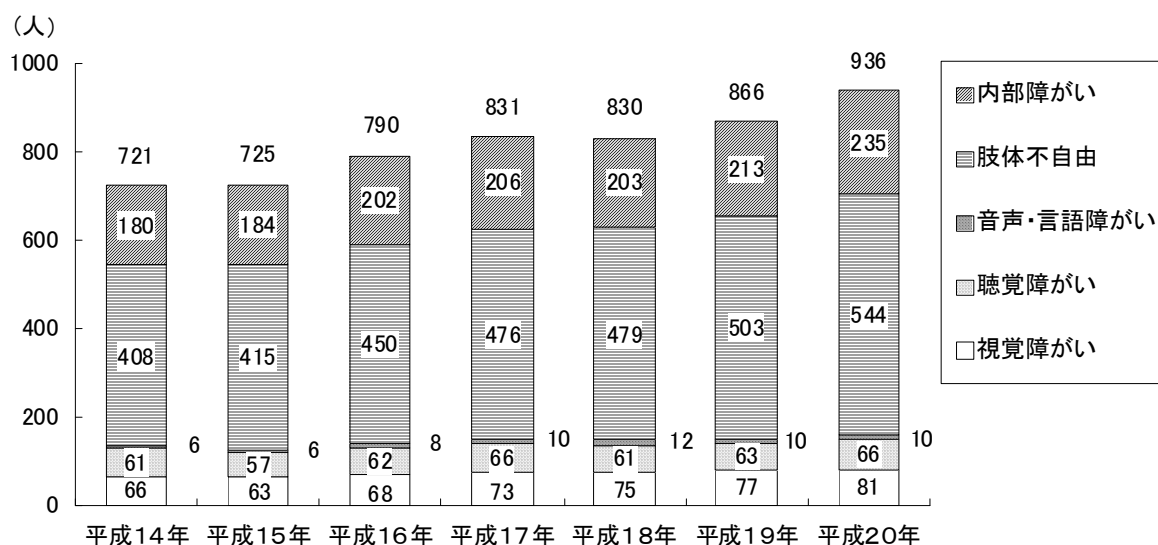
2 身体障がい者

平成20年3月末日現在における身体障がいの種類別の状況は、肢体不自由が544人（全体の58.1%）と最も多く、次いで内部障がい235人（同25.1%）、視覚障がい81人（同8.7%）、聴覚障がい66人（同7.1%）の順となっています。

平成14年と比較すると、肢体不自由は33.3%増、内部障がいは30.6%増、視覚障がいは22.7%増と大きく増加しています。

障がいの程度別の推移をみると、2級の増加とともに、中度である3、4級が増加しています。

身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）



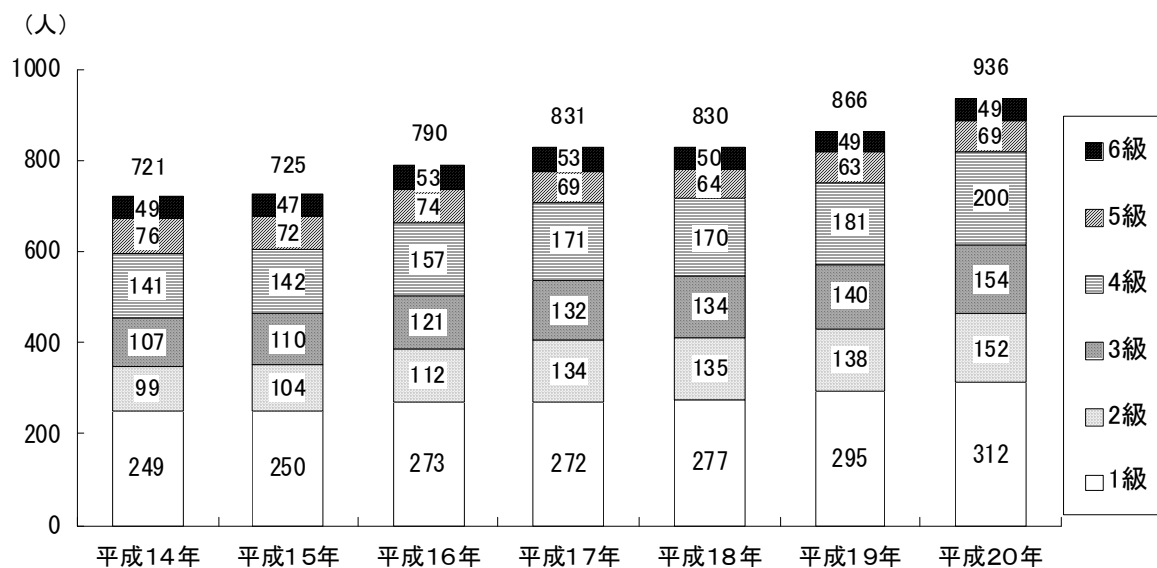
上段：人
（下段：%）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障がい	66 (9.2%)	63 (8.7%)	68 (8.6%)	73 (8.8%)	75 (9.0%)	77 (8.9%)	81 (8.7%)
聴覚障がい	61 (8.5%)	57 (7.9%)	62 (7.8%)	66 (7.9%)	61 (7.3%)	63 (7.3%)	66 (7.1%)
音声・言語障がい	6 (0.8%)	6 (0.8%)	8 (1.0%)	10 (1.2%)	12 (1.4%)	10 (1.2%)	10 (1.1%)
肢体不自由	408 (56.6%)	415 (57.2%)	450 (57%)	476 (57.3%)	479 (57.7%)	503 (58.1%)	544 (58.1%)
内部障がい	180 (25.0%)	184 (25.4%)	202 (25.6%)	206 (24.8%)	203 (24.5%)	213 (24.6%)	235 (25.1%)

※各年3月末日現在

※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

身体障害者手帳所持者数（障がい程度別）



上段：人
(下段：%)

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	249 (34.5%)	250 (34.5%)	273 (34.6%)	272 (32.7%)	277 (33.4%)	295 (34.1%)	312 (33.3%)
2級	99 (13.7%)	104 (14.3%)	112 (14.2%)	134 (16.1%)	135 (16.3%)	138 (15.9%)	152 (16.2%)
3級	107 (14.8%)	110 (15.2%)	121 (15.3%)	132 (15.9%)	134 (16.1%)	140 (16.2%)	154 (16.5%)
4級	141 (19.6%)	142 (19.6%)	157 (19.9%)	171 (20.6%)	170 (20.5%)	181 (20.9%)	200 (21.4%)
5級	76 (10.5%)	72 (9.9%)	74 (9.4%)	69 (8.3%)	64 (7.7%)	63 (7.3%)	69 (7.4%)
6級	49 (6.8%)	47 (6.5%)	53 (6.7%)	53 (6.4%)	50 (6.0%)	49 (5.7%)	49 (5.2%)

※各年3月末日現在

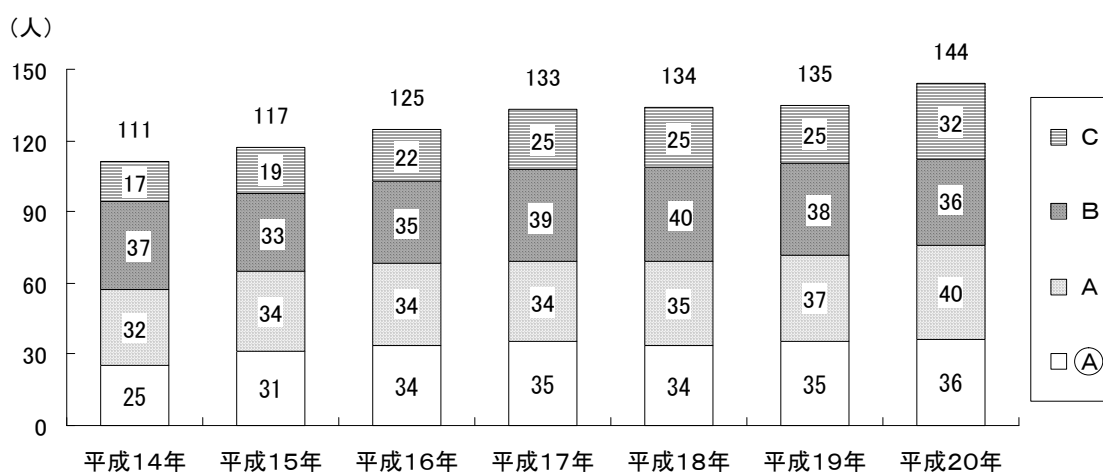
※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

3 知的障がい者

平成20年3月末日現在、町の知的障がいの程度別の状況は、㉠36人（全体の25.0%）、A40人（同27.8%）、B36人（同25.0%）、C32人（同22.2%）となっています。

平成14年と比較すると、㉠が44.0%増加、Cが88.2%増加しており、両極の増加傾向が著しくなっています。

療育手帳（みどりの手帳）所持者数（障がい程度別）



上段：人
（下段：%）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
㉠	25 (22.5%)	31 (26.5%)	34 (27.2%)	35 (26.3%)	34 (25.4%)	35 (25.9%)	36 (25.0%)
A	32 (28.8%)	34 (29.1%)	34 (27.2%)	34 (25.6%)	35 (26.1%)	37 (27.4%)	40 (27.8%)
B	37 (33.3%)	33 (28.2%)	35 (28.0%)	39 (29.3%)	40 (29.9%)	38 (28.1%)	36 (25.0%)
C	17 (15.3%)	19 (16.2%)	22 (17.6%)	25 (18.8%)	25 (18.7%)	25 (18.5%)	32 (22.2%)

※各年3月末日現在

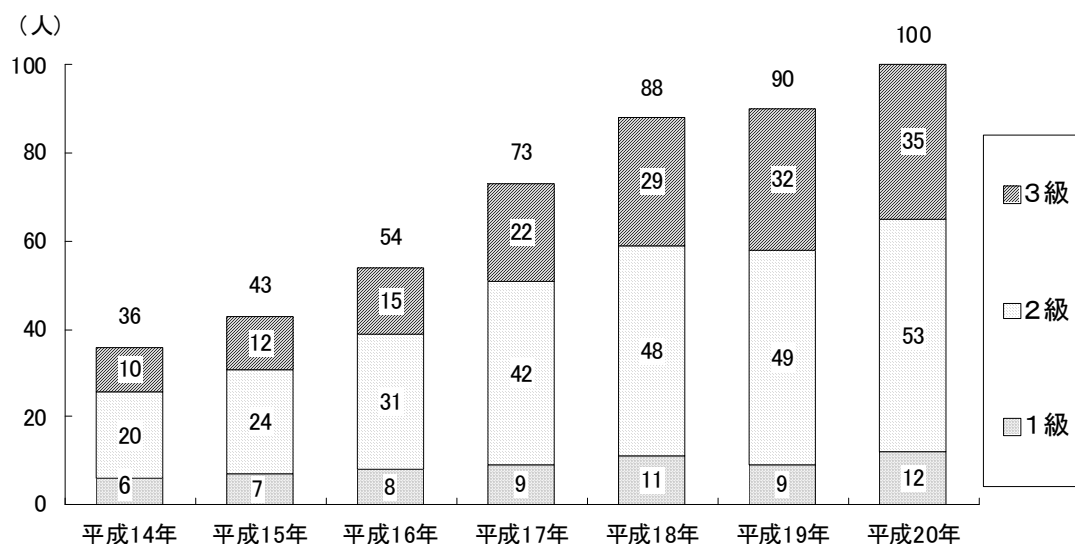
※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

4 精神障がい者

平成20年3月末日現在、町の精神障害者保健福祉手帳所持者の程度別の状況は、1級が12人（手帳所持者数合計の12.0%）、2級が53人（同53.0%）、3級が35人（同35.0%）となっています。平成14年の状況と比較すると、各等級とも大きく増加し、合計数では2.8倍となっています。

また精神障がいに関する通院医療費公費負担制度の利用者数でみると、平成14年の191人から平成20年の282人へと47.6%増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい程度別）



上段：人
（下段：%）

区分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	6 (16.7%)	7 (16.3%)	8 (14.8%)	9 (12.3%)	11 (12.5%)	9 (10.0%)	12 (12.0%)
2級	20 (55.6%)	24 (55.8%)	31 (57.4%)	42 (57.5%)	48 (54.5%)	49 (54.4%)	53 (53.0%)
3級	10 (27.8%)	12 (27.9%)	15 (27.8%)	22 (30.1%)	29 (33.0%)	32 (35.6%)	35 (35.0%)
合計	36	43	54	73	88	90	100
把握者数	191	212	236	258	291	271	282

※各年3月末日現在

※（ ）内は手帳所持者全体に占める割合

※把握者数は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第32条（通院医療費公費負担制度）の利用者数

5 就学などの状況

(1) 盲・ろう・養護学校

平成20年度現在、近隣の盲・ろう・養護学校に、小学部2人、中学部7人、高等部13人、合計で22人の児童・生徒が在学しています。

盲・ろう・養護学校在学者数（町内在住者のみ）

（単位：人）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学部	2	3	4	4	3	2
中学部	5	6	5	3	4	7
高等部	13	10	8	7	10	13
合計	20	19	17	14	17	22

※各年4月2日現在

(2) 盲・ろう・養護学校卒業者の進路

本町に在住する障がいのある人で盲・ろう・養護学校を平成20年3月に卒業した人の進路は次のとおりです。

盲・ろう・養護学校卒業者の進路

（単位：人）

進路先	平成18年	平成19年	平成20年
進学	4（高等部へ）	1	—
就職	1	—	2
職業訓練施設	—	—	—
更生施設（入所）	—	—	—
授産施設（入所）	—	—	—
授産施設（通所）	—	—	—
地域作業所	—	—	—
在宅	1	—	—
その他（デイケア）	3	1	—
不明	—	—	—
合計	9	2	2

※各年3月末日現在

6 障がい福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの利用実績は、以下のようになっています。

単位：月

〈訪問系サービス〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
居宅介護〔計〕 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画値	10	153	時間	11	161	時間
	実績値	1	2	時間	3	15	時間

単位：月

〈日中活動系サービス〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
生活介護	計画値	19	408	人日分	27	591	人日分
	実績値	2	46	人日分	20	460	人日分
療養介護	計画値	2	2	人分	2	2	人分
	実績値	0	0	人分	0	0	人分
児童デイサービス	計画値	13	171	人日分	13	171	人日分
	実績値	20	277	人日分	11	135	人日分
短期入所	計画値	3	24	人日分	3	24	人日分
	実績値	4	26	人日分	3	36	人日分
自立訓練〔機能訓練〕	計画値	0	6	人日分	1	15	人日分
	実績値	0	0	人日分	1	23	人日分
自立訓練〔生活訓練〕	計画値	1	12	人日分	2	53	人日分
	実績値	0	0	人日分	0	0	人日分
就労移行支援	計画値	1	31	人日分	4	83	人日分
	実績値	0	0	人日分	1	23	人日分
就労継続支援〔A型〕	計画値	0	0	人日分	0	7	人日分
	実績値	0	0	人日分	1	23	人日分
就労継続支援〔B型〕	計画値	1	23	人日分	3	69	人日分
	実績値	0	0	人日分	4	92	人日分

〈居住系サービス〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
ケアホーム・グループホーム〔計〕 ケアホーム〔共同生活介護〕 グループホーム〔共同生活援助〕	計画値		2	人分		2	人分
	実績値		2	人分		5	人分
施設入所支援	計画値		8	人分		21	人分
	実績値		2	人分		20	人分

〈サービス利用計画作成支援〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
指定相談支援	計画値		4	人分		5	人分
	実績値		0	人分		0	人分

〈地域生活支援事業〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
障害者相談支援事業	計画値		1	か所		1	か所
	実績値		1	か所		1	か所
地域自立支援協議会	計画値		-	か所		1	か所
	実績値		0	か所		0	か所
相談支援機能強化事業	計画値		-	か所		-	か所
	実績値		0	か所		0	か所
住宅入居等支援事業	計画値		-	か所		-	か所
	実績値		0	か所		0	か所
成年後見制度利用支援事業	計画値		-	か所		-	か所
	実績値		-	か所		-	か所
コミュニケーション支援事業	計画値	5	7	件	6	8	件
	実績値	3	4	件	3	4	件
日常生活用具給付等事業	計画値		25	件		28	件
	実績値		14	件		30	件
移動支援事業	計画値		6	か所		7	か所
			5	人分		6	人分
			100	時間		120	時間
	実績値		7	か所		7	か所
			4	人分		5	人分
		20	時間		27	時間	

〈地域生活支援事業〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
地域活動支援センター-基礎的事業	計画値		1	か所		1	か所
	実績値		1	か所		1	か所
地域活動支援センター-機能強化事業〔計〕	計画値		1	か所		1	か所
	I型		-	か所		-	か所
	II型		-	か所		-	か所
	III型		-	か所		-	か所
地域活動支援センター-強化事業〔計〕	実績値		1	か所		1	か所
	I型		0	か所		0	か所
	II型		1	か所		1	か所
	III型		0	か所		0	か所

〈任意事業〉		平成18年			平成19年		
サービス名		実人数	量	単位	実人数	量	単位
日中一時支事業	計画値		6	か所		7	か所
			5	人分		6	人分
			70	時間		84	時間
	実績値		6	か所		6	か所
			1	人分		2	人分
			15	時間		44	時間

7 旧体系サービスの利用状況

(1) 日中系サービス

平成19年度の実績では、身体障がい者4人、知的障がい者33人の合計37人が旧体系上の施設を利用しています。

施設種別 者実数		三芳町			
		平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年
身体障がい者	身体障害者更生施設	4	1	1	1
	身体障害者療護施設	3	4	4	1
	身体障害者授産施設	2	2	2	2
	身体障害者通所授産施設	0	0	0	0
	身体障害者福祉工場	0	0	0	0
	身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0
	身体障害者小計	9	7	7	4
知的障がい者	知的障害者更生施設（入所）	22	23	23	22
	知的障害者更生施設（通所）	0	0	0	0
	知的障害者授産施設（入所）	3	3	4	4
	知的障害者授産施設（通所）	6	5	7	7
	知的障害者福祉工場	0	0	0	0
	知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0	0
	知的障害者小計	31	31	34	33
法定サービス合計		40	38	41	37

※各年度平均値

(2) 居住系サービス

平成19年度の実績では、身体障がい者4人、知的障がい者24人、合計28人が旧体系上の各種施設を利用しています。この内、町内設置施設としては「みよしの里」11人となっており、残りの17人は町外施設を利用しています。

施設種別	利用者実数	三芳町			
		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
身体障がい者	身体障害者更生施設	4	1	1	1
	身体障害者療護施設	3	4	4	1
	身体障害者授産施設	2	2	2	2
	身体障害者小計	9	7	7	4
知的障がい者	知的障害者更生施設（入所）	22	23	23	22
	知的障害者授産施設（入所）	2	2	2	2
	知的障害者小計	24	25	25	24
施設系サービス合計		33	32	32	28

8 地域資源の状況

町内に設置されている障害者自立支援法に基づく事業を実施する施設としては下記の4ヶ所があります。（平成20年3月末現在）

名称	事業内容	入所者数	新体系移行
みよしの里	生活介護、施設入所支援	11人	H20/4/1移行
かしの木ケアセンター	生活介護、施設入所支援	3人	H19/4/1移行
すてっぷ	共同生活介護・共同生活援助	3人	H20/1/1新設
みどり学園	児童デイサービス	11人	H19/4/1移行

また、地域活動を支える施設として以下の2ヶ所があります。これらの施設については、今後、新体系への移行に向けた検討を行います。（平成20年3月末現在）

名称	事業内容	入所者数
三芳太陽の家	心身障害者地域授産施設	16人
みよし工房	精神障害者小規模作業所	13人

第 3 章 事業計画

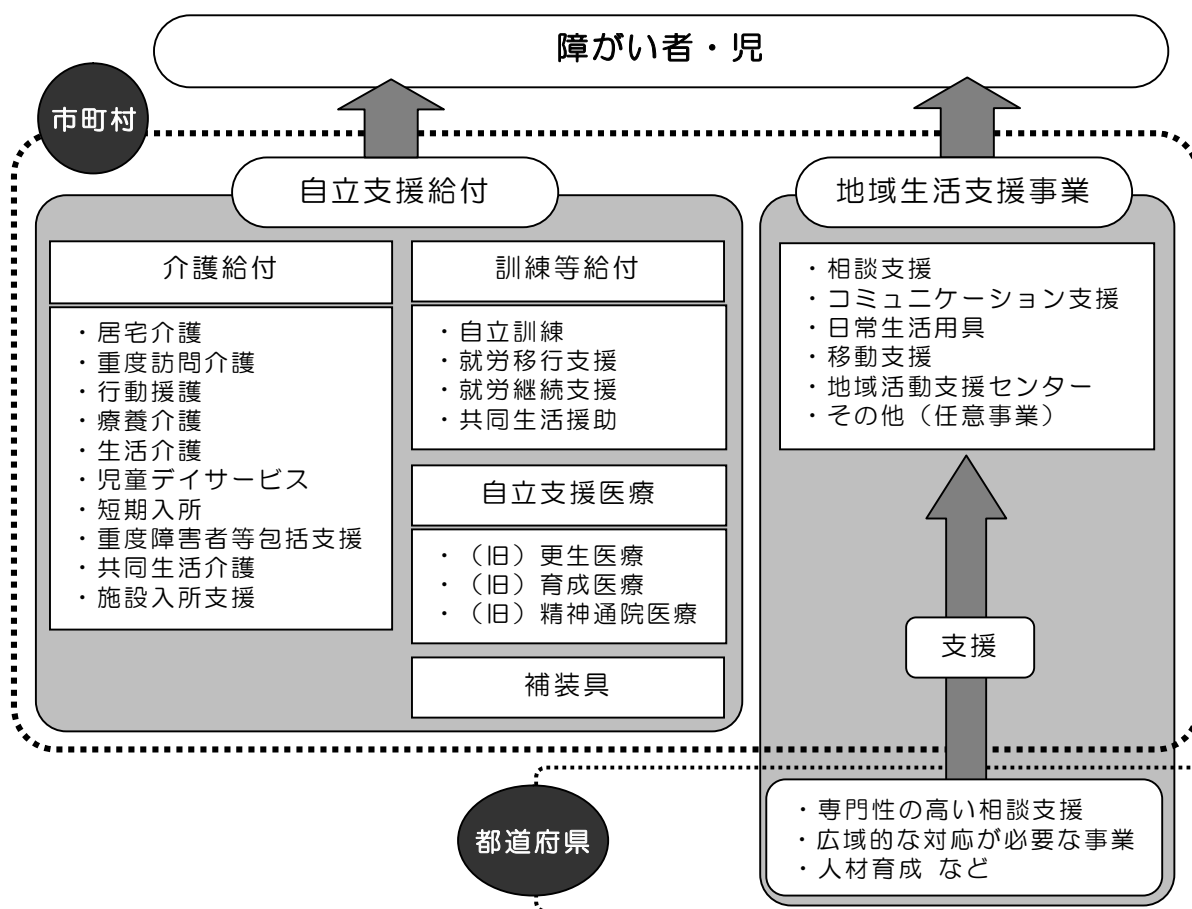
1 障がい福祉サービスの全体像

「障害者自立支援法」では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業の必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

■ 障がい福祉サービスの全体像 ■



また、「障害者自立支援法」に規定される障がいのある人へのサービスは、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

特に入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能となっています。

■ 施設におけるサービス提供 ■

従来の施設サービスにおいては、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうちから、また夜間は入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。

日中活動

【介護給付】

療養介護

生活介護

【訓練等給付】

自立訓練

就労移行支援

就労継続支援

【地域生活支援事業】

地域活動支援センター

+

居住支援

施設入所
または
居宅支援サービス

■ 新サービスとその内容 ■

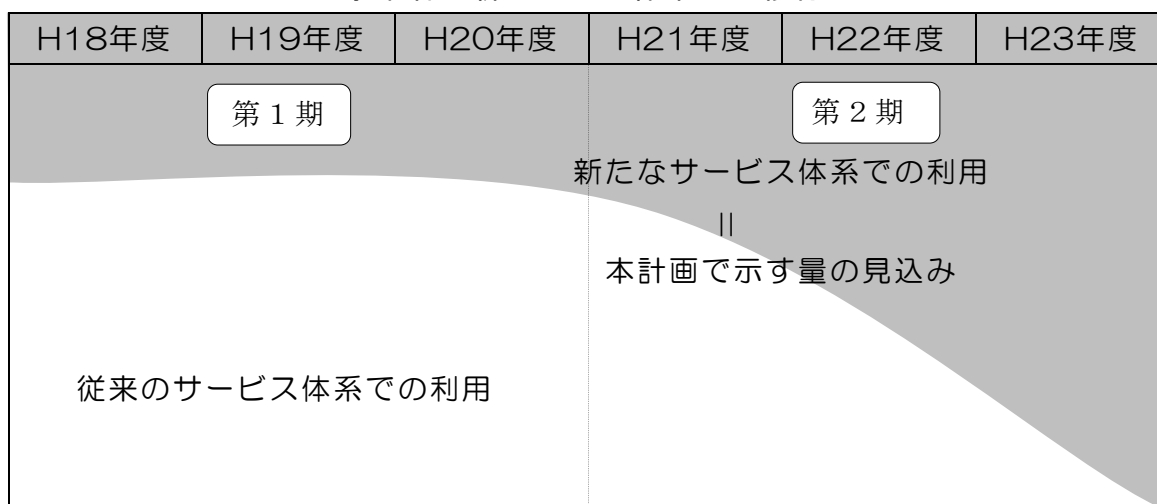
新体系	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に居宅介護等複数のサービスを包括的に提供
児童デイサービス	障がい児への、日常生活動作、集団生活への適応訓練等
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
相談支援	相談・情報提供及びサービス利用計画の作成・調整
コミュニケーション支援	手話通訳等の派遣を行う
日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与
移動支援	ガイドヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業

2 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新たなサービス体系への移行期間が23年度末まで設定されています。このため、計画期間中は従来のサービス体系で利用する人と新たなサービス体系で利用する人との両方が存在することになりますが、自立支援法に基づく本計画においては、新たなサービス体系で利用する人に関してそのサービス量を見込量として設定します。

■ 事業者の新サービス体系への移行 ■



(1) 障がい者数の見込

町の障がい者数（手帳所持者数）は緩やかに増加してきました。計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成23年度には合計1,334人程度となるものと見込まれます。

■ 障がい者数推計値 ■

	実績値			推計値		
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
身体障がい者	830	866	936	976	1,016	1,057
知的障がい者	134	135	144	149	155	160
精神障がい者	88	90	100	106	111	117
合 計	1,052	1,091	1,180	1,231	1,282	1,334

※数値は各手帳所持者数

(2) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、平成18、19年度における利用実績を基に、国や県の新体系サービスへの移行に関する考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

また、これらの指定障害福祉サービスを複数利用し、かつ施設や自立訓練、グループホーム等の利用調整機能を有するサービスを利用しない人に対して提供される、指定相談支援（サービス利用計画作成支援）についても見込量を定めます。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護	生活介護	共同生活介護（ケアホーム）
	行動援護	児童デイサービス	施設入所支援
訓練等給付	重度訪問介護	療養介護	
	重度障害者等包括支援	短期入所（ショートステイ）	共同生活援助（グループホーム）
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	

(3) 地域生活支援事業

「障害者自立支援法」では、障がいのある人の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。町では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として以下の事業を実施します。

地域生活支援事業においては、平成18、19年度における利用実績を基に、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど町の状況を考慮して見込量を算出します。

また、「障害者自立支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

町においては、平成20年5月に「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業の実施体制や既存資源の活用方法、社会資源の創出等をはじめ、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築や関係機関の連携など、地域における様々な支援策等についての検討をはじめとしています。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー	
(1) 相談支援事業	①相談支援事業 障害者相談支援事業
	②市町村相談支援機能強化事業
	③住宅入居等支援事業
	④成年後見制度利用支援事業
	⑤地域自立支援協議会
(2) コミュニケーション支援事業	①手話通訳者派遣事業
	②要約筆記者派遣事業
(3) 日常生活用具給付等事業	
(4) 移動支援事業	
(5) 地域活動支援センター事業	①基礎的事業
	②機能強化事業
(6) その他の事業（任意事業）	①日中一時支援事業

■ 地域自立支援協議会の役割 ■

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、町が設置し、定期的に協議を行っています。

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、農業関係者、障がい者団体、学識経験者など、町の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【主な機能】

- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議（特に「三芳太陽の家」「みよし工房」「ハーモニー」の運営と協働のあり方など）
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護や就労支援、虐待防止、ライフステージに応じた支援のあり方など、分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

3 23年度における目標値

地域生活移行や就労支援という重点課題に関し、従来の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、従来の体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所者数（実績） (A)	31人	平成17年10月実績 (第1期障害福祉計画策定時)
【目標値】地域生活移行数 (B)	3人 (9.7%)	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【実績】	0人	平成19年度までの実績
新たな施設入所支援利用者 (C)	2人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の入所者数 (D)	30人	平成23年度末の利用人員見込 (A - B + C)
【目標値】入所者削減見込 (E)	1人 (3.2%)	差し引き減少見込数 (A - D)

※「平成17年10月の入所者数(A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)及び知的障害者授産施設(入所)に入所している者の合計数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・第1期障がい福祉計画策定時の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・平成23年度末時点の施設入所者数を第1期障がい福祉計画策定時の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標の達成に向けて】

- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、周辺2市と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- 地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

平成23年度末までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（「退院可能精神障がい者」）が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障がい者数	4人	平成18年県調査における退院可能精神障がい者数に基づき、三芳町の数値として算出した値
【目標値】減少数	4人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数
【実績】	0人	平成19年度までの実績

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・平成14年度における退院可能精神障がい者数に基づき、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標の達成に向けて】

- 町ではこれまでも精神福祉の分野に積極的に取り組み、精神障害者小規模地域生活支援センターも設置されています。しかしながら、精神福祉の分野では地域の受け皿はまだまだ不十分であり、「地域自立支援協議会」における町内の既存の事業や施設の活用方法を検討し、各種関係機関とともに受け皿づくりに取り組みます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについてもさらに充実する必要があります。「地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制を強化していきます。
- 地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障がいに対する住民の理解を深めるため、今後も「こころのセミナー」などを実施し啓発活動に取り組みます。

（3）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
平成17年度の年間一般就労者数（実績）	—	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	3人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する人の数
【実績】	0人	平成19年度における実績

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・第1期障がい福祉計画策定時の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、ハローワーク、障害者職業センター等の専門機関や周辺市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意欲を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓や福祉施設への発注拡大の検討などに率先して取り組みます。
- 各種事業所にとどまらず、町内には畑も多く農作業に関する仕事も障がいのある人の就労先として可能性を秘めており、「地域自立支援協議会」での検討を中心に、様々な就労先の開拓に取り組みます。
- 雇う側と雇われる側の意向調整、事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、町内の就労支援体制を強化していきます。
- 一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力だけでなく、それに関わるすべての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力体制を構築していきます。

4 指定障害福祉サービスの見込

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

① 居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護 訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	2時間 1人	15時間 3人	15時間 3人	15時間 3人	20時間 4人	20時間 4人

※数値は居宅介護全体。一月あたり利用時間及び利用人数

【見込量確保に向けて】

- ・新しい制度の定着や地域移行の促進に伴い、サービス利用が増加した場合にも十分に対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障がいのある子どもが通える施設、介助者が病気の場合などの場合の短期入所の場など、日中安心して利用できる介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
生活介護	2人 46人日	20人 460人日	22人 506人日	26人 598人日	30人 690人日	35人 805人日
療養介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
児童デイサービス	20人 277人日	11人 135人日	22人 305人日	23人 319人日	24人 332人日	25人 346人日
短期入所 (ショートステイ)	4人 26人日	3人 36人日	4人 48人日	5人 60人日	5人 60人日	5人 60人日

※数値は一月あたり

※人は利用者実人数、人日は利用者延べ人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・療養介護については、相談支援事業にて対応し必要に応じて指定事業所（県内1ヶ所）との利用調整を図ります。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障がいのある人が、生活の質を向上させ、豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障がい者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障がい者・精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
自立訓練 （機能訓練）	0人 0人日	1人 23人日	1人 23人日	1人 25人日	1人 25人日	1人 27人日
自立訓練 （生活訓練）	0人 0人日	0人 0人日	1人 23人日	2人 46人日	3人 75人日	4人 92人日

※数値は一月あたり

※人は利用者実人数、人日は利用者延べ人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・町内の施設は限られており、定員の拡大や周辺市町との連携による新たなサービス提供の確保に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

町内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就労移行支援	0人 0人日	1人 23人日	3人 69人日	4人 81人日	4人 92人日	5人 110人日
就労継続支援 (A型)	0人 0人日	1人 23人日	1人 23人日	2人 46人日	3人 58人日	3人 69人日
就労継続支援 (B型)	0人 0人日	4人 92人日	9人 207人日	10人 219人日	10人 230人日	11人 253人日

※数値は一月あたり

※人は利用者実人数、人日は利用者延べ人数

【見込量確保に向けての方策】

- ・障がいのある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- ・町内の施設も近年では定員枠に空きがなくなりつつあり、新規の受け入れが困難な状況も生じています。このため、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策を検討していきます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

① 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
ケアホーム （共同生活介護）	2人分	4人分	6人分	8人分	9人分	10人分
グループホーム （共同生活援助）	—	1人分				

※数値は一月あたり

※人分は利用者実人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等にともない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。
- ・必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	2人分	20人分	21人分	26人分	31人分	33人分

※数値は一月あたり

※人分は利用者実人数に相当

【見込量確保に向けての方策】

- ・町内にある施設は「みよしの里」、「かしの木ケアセンター」であり、町外の施設を利用している人の方が多くなっています。
- ・施設整備に関しては、今後も広域対応により確保していきます。
- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画作成を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援	障がい福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用計画作成を支援します。

【サービス見込量】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定相談支援	0人分	0人分	1人分	3人分	5人分	6人分

※数値は一月あたり

※人分は利用者実人数に相当

※施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・ 障害者相談支援事業で対応します。支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、相談体制の強化に取り組めます。
- ・ 支援を行うにあたっては、自立支援協議会相談支援部会を活用していただけるよう、システムの構築を行います。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援

障がいのある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、一人ひとりが自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・相談支援事業には、健康福祉課のケースワーカーと保健師により対応します。
- ・地域自立支援協議会での協議を基に、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職員の配置や障害者相談員等の活用により、身近な地域での相談実施など、相談支援体制を強化していきます。

(2) 日常的な活動への支援

障がいのある人の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要な支援を進めていきます。

① コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の量の見込み】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	3人 4件	3人 4件	3人 4件	3人 4件	3人 4件	3人 4件

※数値は一月あたり、上段は利用見込者数、下段は述べ利用見込件数

【実施に向けた考え方】

- ・手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣を、埼玉聴覚障害者情報センターに委託し実施します。
- ・現在町で活動できる通訳者等を養成するため手話通訳者養成講習会、手話奉仕員養成講習会、要約筆記奉仕員養成講習会を実施し体制整備を行っています。

②日常生活用具の給付等

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	14件	30件	35件	40件	45件	50件

※数値は月平均値

【実施に向けた考え方】

- ・制度の変更により、19年度の件数が大きく増加しています。従来から行ってきた事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

【事業の量の見込み】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	4人分 20時間	5人分 27時間	6人分 28時間	7人分 40時間	8人分 50時間	9人分 60時間

※数値は一月あたり

【実施に向けた考え方】

- ・登録事業所に補助を行い実施します。
- ・引き続き提供事業者が増えるよう、近隣市町と連携し、事業者の確保に努めます。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

生活の質の向上や自立生活の支援という観点からは、社会との接点をもつことがとても重要になります。雇用・就労の困難な人でも様々な活動する機会が得られるよう、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター事業	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【事業の量の見込み】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター基礎的事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
地域活動支援センター機能強化事業（計）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【実施に向けた考え方】

- ・基礎的事業及び機能強化事業については、18年度から2市1町の広域で「かしの木ケアセンター」が行う同事業に対し補助しています。
- ・「みよし工房」及び「三芳太陽の家」に関しては自立支援協議会で検討を行い平成23年3月末までに新体系事業へ移行を行います。
- ・新サービスの提供に向け、事業者の新体系への移行状況を把握しつつ、どのような支援が可能かを検討していきます。

(4) その他の事業（任意事業）

町ではその他の任意事業として「日中一時支援事業」を実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がい者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。

【事業の量の見込み】

サービス名	実績		見込量			
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	6か所 1人分 30時間	6か所 2人分 44時間	6か所 3人分 50時間	6か所 4人分 55時間	6か所 5人分 60時間	6か所 6人分 65時間

※利用者数及び時間は一月あたり平均値

※人分は利用者実人数に相当

【実施に向けた考え方】

- ・登録事業所に補助を行い実施します。
- ・障害児を安心して預けることができる事業所の開拓に努めます。

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する利用者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障がい福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

「障害者自立支援法」の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページや声の広報なども活用し、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

グループホームを含め、各種の施設等の整備においては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設等の整備に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業により、必要な量の確保に努めます。

（４）サービスが利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障がい者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現に向けて、住民すべてが障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

さらに、町の障がい福祉に関するシステムの確立や、町内の資源の開発・改善に向け、「地域自立支援協議会」と協働で取り組んでいきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

「地域自立支援協議会」を中心に、住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障がいのある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、庁内の組織を活用して計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

資料編

1 三芳町福祉計画策定審議会設置条例

平成3年6月20日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、三芳町福祉計画策定審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の福祉計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、三芳町福祉計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 住民代表
- (4) 医師
- (5) 社会福祉施設長
- (6) 社会福祉協議会事務局長

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第11号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 三芳町福祉計画策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	選 出 区 分		備 考
副会長	高橋 忠一	1号委員	三芳町議会議員	
	杉本 しげ	1号委員	三芳町議会議員	
	三瓶 スミ子	2号委員	識見を有する者	三芳町民生委員・児童委員協議会会長
	細沼 英一	2号委員	識見を有する者	三芳町商工会会長
	向吉 孝子	3号委員	住民代表	公募による住民
	村上 みゆき	3号委員	住民代表	三芳町手をつなぐ親の会会長
会 長	安田 福輝	4号委員	医師	三芳医会
	林 親志	4号委員	医師	三芳医会
	関 光弘	5号委員	社会福祉施設長	かしの木ケアセンター統括施設長
	広瀬 幸樹	5号委員	社会福祉施設長	みよしの里施設長
	浅海 伊佐男	6号委員	社会福祉協議会	三芳町社会福祉協議会事務局 長

敬称略

3 策定経過

(1) 協議内容

開催日	議 題	協議内容等
平成20年 12月18日(木)	三芳町福祉計画策定審議会 委員委嘱状交付式及び 第1回 三芳町福祉計画策定 審議会	計画の概要、障がい者(児)の 現状、障害福祉サービスの 現状、地域資源の状況につ いて
平成21年 1月23日(金)	第2回 三芳町福祉計画策定 審議会	障がい福祉サービスに関す る事業計画、計画の推進に ついての検討
平成21年 3月24日(火)	第3回 三芳町福祉計画策定 審議会	パブリックコメント実施の報 告、答申(案)の検討、町長へ 答申

4 障害者自立支援法（抄）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

最終改正：平成十八年六月二十三日法律第九十四号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要と

するものを行うこと。

- 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

- 第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。
- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。
 - 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
 - 4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

- 第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。
- 2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
 - 3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護そ

の他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

- 4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。
- 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。
- 10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
- 13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

- 14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。
- 17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。
- 一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。
- 二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。
- 18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。
- 19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。
- 20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。
- 21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。
- 22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

(略)

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
- 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 三 移動支援事業
- 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(略)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定

する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

三芳町 第2期障がい福祉計画

平成21年3月

発行 埼玉県入間郡三芳町

編集 三芳町健康福祉課

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1

電話：049（258）0019 （代表）